

～ 地方法人税が創設されました～

法人が納めるべき税金には様々な種類がありますが、大きく分けて国税と地方税に分類されます。

法人の所得に対しても国税(法人税)と地方税(住民税・事業税)が課税されますが、税制改正により平成 26 年 10 月 1 日以後開始事業年度より新たに国税として「地方法人税」が課税されることになりました。平成 26 年 10 月 1 日以後開始事業年度ですので、**平成 27 年 11 月末申告期限の決算から課税**されることとなります。

地方法人税という名称ですが、地方税ではなく国税になります。

地方法人税という新しい税金が課税されることになるため、増税になるかということそうではなく、地方法人税が創設される代わりに地方税の税率が下がり、トータルでの税負担は変わらないこととなります。

地方法人税の具体的な金額は下記の算式で算出されます。

$$\text{法人税額} \times 4.4\%$$

一方、地方税のうち法人税割という部分の税率が 4.4%減少します。

法人税割とは法人税額を基準に算出される税額ですので、減少額は下記の算式で算出されます。

$$\text{法人税額} \times 4.4\%$$

つまり、地方法人税額の増加額と地方税の減少額は同額となり、**トータルでの税負担は変わらない**ことになるのです。

地方法人税が導入された経緯ですが、地方税の一部を国税である地方法人税へ移行することによって、国から各自治体に配分される地方交付税の財源を増やし、自治体間の財政格差の縮小を狙うためです。

